

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会教育長
（公印省略）

緊急事態宣言解除後の学校教育活動について（通知）

令和2年5月14日、政府が発令した本県にかかる緊急事態宣言が解除されました。本県における緊急事態宣言は解除されたものの、感染拡大のリスクを考慮し、引き続き緊張感をもって感染症対策の徹底をお願いします。その際、これまで示してきたガイドラインや、令和2年5月13日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡の教育活動の再開等に関するQ&A等を参考にさせていただくとともに、下記の点にも留意いただきながら、適切な学校運営をお願いします。
なお、本件については、今後の状況等の変化により、対応方針の変更・見直しもあり得ることを御承知ください。

記

1 学校教育活動の進め方について

(1) 学校における「新しい生活様式」について

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する、学校における「新しい生活様式」の徹底を図っていくこと。

○学校における「新しい生活様式」とは、衛生管理の徹底が日常となること

- ・登校前の検温等、体調管理
- ・児童生徒、教職員ともにマスク着用（登下校時も公共交通機関の中や会話しながら歩く際にはマスクを着用すること）
- ・手洗いの徹底
- ・ドアノブなど児童生徒が手を触れる箇所やボールなど共用物品の消毒
- ・こまめな換気、近距離での会話および三つの密（密閉、密集、密接）の回避

(2) 学習指導等について

- ・各教科等の指導について、感染の可能性が高い学習活動においては、当分の間、行わないようにすること。

（感染の可能性が高い学習活動の例）

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱活動や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科等における調理等の実習
- ・体育科等における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

(3) 部活動について

- ・ 県立学校の方針を参考にするなど、感染防止に努め活動すること。

(県立学校の部活動の取扱い)

- ・ 5月30日(土)以降、週休日のうち週に1日は、上限3時間程度の部活動を認める。
- ・ 合同練習、県内の練習試合は、5月末まで自粛継続とし、6月から認める。
- ・ 県外遠征、合宿、大会への参加は、6月以降、国や県の状況をみて判断する。

なお、練習試合については、密な状態での長時間の移動、多人数での交流を回避するため、各圏域内で実施することが望ましい。

(4) 児童生徒の電子メディア使用にかかる注意点について

- ・ 児童生徒が家庭で過ごす時間が長くなり、テレビ・ゲーム・スマートフォン等の利用機会が増加することにより、生活習慣が乱れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりしないよう、児童生徒の様子に注意するとともに、別添チラシの配布による啓発をお願いします。

【担当】

小中学校課 岸田 賢

電 話 0857-26-7509